

## 第 26 回 生活・ビジネスインフラWG 議事概要

日 時：平成 17 年 11 月 14 日（月）16：30～18：30

場 所：永田町合同庁舎 1 階第 4 共用会議室

議 題：公共放送の在り方を踏まえた NHK の改革及び地上波放送における競争の促進について

出席者：【規制改革・民間開放推進会議】鈴木WG主査、鬼木専門委員

### 【総務省】

情報通信政策局 放送政策課 南俊行課長

情報通信政策局 地上放送課 安藤英作課長

情報通信政策局 地上放送課 小笠原陽一企画官

総合通信基盤局 電波部電波政策課 稲田修一課長

総合通信基盤局 電波部電波政策課（電波利用料企画室） 越後和徳課長補佐

### 1．総務省から資料に沿って説明

### 2．質疑応答

（鈴木主査）

問題は多岐にわたるから、最初の問題から一つずつ順を追っていきましょう。ポイントのところから入っていきましょう。ポイントは、NHKの置かれている現在の状況などを考えてみても、そもそも受信機を持ったらず受信料を払わなければならないというのは、昔のようにNHKしか情報伝達手段がなかった時の手法ではないだろうか。現在のように、多彩な放送・通信手段が出てきて、その中には娯楽番組中心の放送もあれば、そうでないものもある中で、受信機を持ったらず特別な負担金という訳の分からない負担を何故国民はしなければならないのか。私はNHKの放送が見たい、内容が優れているからと納得して受信料を払うというシステムが一番真っ当ではないのか。諸外国はそうでない、罰則まであって牢屋まで入れる国があると言われるが、そもそも問題として、のみならず受信料対策としても、この問題をどう考えるか。3割を超える不払い者は、NHKの番組を見ながら、見ない人もいるかも知れないけれど、支払わないということは、国民にとって不公平そのものですね。したがって、その点について、走りとして、1996年に、BS放送のスクランブル化を、これはアナログ時代に、提起したわけです。私はこの問題は、BS放送については、これからも検討を続けていくとさっきおっしゃられたので、検討というのは、いわゆるお役所言葉の検討ではなくて、やる、スクランブル化をするための検討と理解しますけれどもね。しかし、そのあと進めて、地上波についてもやはり同じことではないかということはいくべきではないか。自分の意思で支払って見るという方向にする。こうしたほうが、NHKの財政的基盤の回復のためにも良くなると私には思えてなら

ない。少なくとも、私だったら、仮に支払っていなかったとして、それが止められたとしたら、契約するに決まっている。何故ならNHKはよく見ているから。ということが私には普通だとは思えられない。そういう方向にすれば、今度はNHKが人気取りで、民放みたいなお笑い番組ばかりやると言われるけれども、そうでしょうか。というところが一番のポイントになってくる。その前に確認したいのだけれども、さっきは今後も続けて検討をいたします、BS放送のスクランブル化ですね、とおっしゃったが、検討というのは、臨調以来の有名な、やるかやらないかを検討して、最後はやっぱりやりませんでしたという検討という意味でおっしゃったのか、必ずやりますという意味での検討とおっしゃったのか。そこをまず教えてください。それと広域化についてもそう。広域化をするとおいて、いつの間にか消えていった。何故消えたのか。規制改革委員会時代の最後の3か年計画ですね。あの当時は、3か年計画を作るのは総務庁と各省がやっておったわけです。おそらくその時も何地域かやっておったのですかね。何地域化かやっております、広域化しておりますと上手におっしゃったのと違いますか。総務庁は実態を調べずに、ああそうですか、やっておるのだったら計画は完了、措置済と入れたという感じがするが、BSのスクランブル化は必ずおやりになるのですね。

(南課長)

BSにつきましては、閣議決定に書かれているとおりだと我々は思っております。NHKに期待される役割、他の事業者との公正競争、特にサイマル、アナログとデジタルが混在しているという中で、BSデジタルというのを普及させていきたいということでNHKも民放もやっていることでございますので、ちゃんとアナログ放送を停波できて、デジタル完全移行できるかどうか、それに伴って、受信料の問題につきましても、仮にスクランブルをやっていくということになりますと、今B-CASカード式の普及は始まっておりますけれども、実態が、本当にカード式なものでちゃんと公平にスクランブルをしていくための仕組みに、実態としてなるかどうか、よく見極めた上で、こういうメディアの数等の見直しも当然必要になってまいると思いますので、そういったことも含めて、実施について検討すると書いてあるとおりの方針に従って、我々は実態を踏まえた検討を引き続きやって参りたいというふうに考えております。その考え方に変わりはありません。

(鈴木主査)

96年の答申の時に、デコーダーを誰が負担するのかという議論がありました。しかしデコーダーの負担は負担として、いずれにしても、アナログしかなかった時代ですが、明確に契約受信料方式にするとしました。そのためのデコーダーの負担はなるべく少ないようにする検討をしなさいということをしたのです。その次の1999年に、サイマルで両方やっているのに、デジタルの時にしましよと一つのコンセンサスから、デジタル化したときにスクランブルは受信機そのものの性能として持っている、デコーダーみたいなものは要らないというので、そこまで待ちましようということになったのですね。しかし、その時にもサイマル時代でも、デジタル受信機だけはかけられるという議論はあったので

す。けれども、アンテナがデジタルとアナログが同じだから、区別が付かない。いたずらな紛争が起こってもということで、仕方がないから、デジタル一本になったときまで待ちましようとしたのです。こちら側としては、譲歩に譲歩を重ねてきておるので、その点ははっきり問題をクリアにしたいと思います。NHKの話だと、BSについてもご勘弁をおっしゃるので、それは私困りますよと言ってきた。閣議決定を何度も繰り返している問題ですからね。

(南課長)

NHKの立場というわけではないのですけれども、今アナログとデジタルが混在している中で、今の時点ですぐにやれと言われるのは、多分NHKとしては難しいと言っているのだらうと思うのですね。

(鈴木主査)

そうは言っておりません。そもそもアナログの時にやれと言っていて、デジタル化した時に、デジタルだけについては、少なくともやれるのだからやれという話があって、しかしそれも見分けがアンテナの関係で難しいから、デジタル一本になったときにやれというところまで後退して、デコーダー問題を避けておるわけですね。だから、その問題ははっきりしておいて頂きたい。地上波の全体については如何ですか。

(南課長)

その点については、受信料制度というものが、そもそも何故今のような仕組みに至っているのか、過去に、何度か受信料制度の在り方を見直した時期もあったのですけれども、やはり公共放送というのはそもそも必要なのだと、視聴率だとか、いわゆる民放だとかの経営に左右されないような公共放送というものが、やはり存在として必要なのですと、それを経営的にも、視聴率に左右されないような経営を担保するという観点からすると、スクランブルと言われるものになってしまいますと、どうしても商業的な面というものが強くなる。そういったものに左右されない公共放送を維持するというのはなかなか難しくなってくるのではないかと。公共放送というのは、国民全体のご理解、コンセンサスの下に、広く国民から負担をお願いするという形でやるのが、一番今までは相応しいと考えられてきていますし、これまでも何度も検討した結果、これに代わるいい財源方式というのは見あたらない。ご案内のとおりBBCでも、何度も何度もスクランブル化できないかと色々な議論があったようですが、やはり公共放送という使命を、確実に守って遂行していく上に当たって、技術的な問題として、スクランブル機能を持った受信機をどうやってばらまくのかという問題を置いておいたとしても、そもそも論として、公共放送の果たす役割を全うする上において、スクランブル方式といのは、必ずしも馴染まないものだ。ただ、そうは言っても、イギリスにおいても、特に若い人たちの意識は色々変わってきておりますので、そういった若い人たちがこれから50、60になってきた時にどうなのかという問題は、当然これからの問題として将来的に何度でも議論しなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、今の段階で、多チャンネル化が進んで、インターネットが増え

てきて、いろんな情報源がたくさんあるのではないかとご指摘はあろうかと思えますけれども、やはりテレビによる社会的影響力、国民に一気に情報を伝えられる上で、今のところ比肩できるものはないという現実を考えますと、公共放送がもし必要なのであれば、それを支えるための財源として、今の考えで受信料が一番ふさわしい財源じゃないかなというふうに思います。ただ、公平感云々という問題が現に発生してきておりますので、3割払っていないという形が望ましいと我々も思っておりませんので、受信料制度は、ずるずる誰も払わなくていいのだという社会的風潮が広がることは好ましく思いませんので、NHK自身が、まずは公共放送として、国民視聴者みなさんの信頼を回復するための良い番組づくりその他に努めると同時に、隣が払わないから俺も払わないで良いのだよということとを放置しないために、最後の最後の手段と言っておりますけれども、不払い解消のための具体的な方策を検討していくというふうに言っておりますので、放置して良いというわけには思っておりませんので、そういったNHK自身の取組を我々としても積極的にサポートしていきたいと思っております。現段階で、今ある放送をスクランブル化すれば全ての問題が解決するということはなかなか言えないのではないかと考えております。ただ、地上デジタル放送はこれから色々進化してまいりますので、そういった新しいサービスのコストなり、色々な費用もかかっておりますので、新しいサービスの財源をどうしていくのか、受信料で払うのか払わないのか、あるいは受信料以外の財源というものを、受信料を値上げしないで十年たっておりますけれども、値上げなんておおよそできるような状況にはございませんし、適正な規模をちゃんと確保して、公共放送を維持していくためにはどうなのかということとは不断にいろんな議論をしていかなければいけないと思っておりますけれども、今の段階で、そのままスクランブル化すれば、全ての問題が解決するというわけにはなかなかならないのではないかなと。公共放送が必要なのだということであると、それを支え、維持していくための財源としては、現段階では、受信料制度以外の選択肢で、俄にこれだったら、色々な問題を解決するということにはなかなかないのではないかなと。まあ省の見解というわけではございませんけれども、そのような意識を持っております。

(鬼木専門委員)

受信料関係で宜しゅうございますか。現時点のNHKの受信料問題ということを中心にして、お考えを伺いたしたいと思います。私は、現在の受信料制度が端的に言えば崩れかけている、維持可能性が消えつつあるという印象を強く持っております。過去の経過から考えますと、どういう理由か分からないけれども、日本では罰則がない形で、緩やかな義務という形で受信料が制度化されました。最初のうちは、恐らく九十何パーセントが払っていたのだと思いますが、情勢の変化の中で、罰則がないことも重なって、半世紀という長い期間をかけて払わない人が増えてきた。不払について強い罪悪感があるとか、周囲から責められるとかではなくて、いわばモラルハザードがモラルハザードとして意識されない形のまま不払が浸透してきたという感じが致します。ただし、過去の惰性もあり、NHKを

評価する人も結構あり、私もそういう人間の一人なのですが、それから受信料の金額が比較的少ないこともあります。放送は効率の良い情報伝達手段ですので、1人当たりの負担は、他のメディアに比べれば安く済みますので、払っても払わなくてもたいしたことはない。ことを荒立てなくても良いだろうという形で、数十年間続いてきたわけです。

しかしやはり制度に基本的な無理があります。世の中はお金で動いているのに、払う義務がありながら罰則がないというのは最初から制度が矛盾しているわけですね。もし現在こういう制度を新たに作ろうとしたら笑われるだけです。

現在の放送法の制度が惰性で持っていたのが、だんだん崩れてきて、未契約者を含めて不払者が3割ぐらいになってしまった。それが今崩れかけていて、たとえば崖崩れするときに、最初ぼろぼろと落ちて、その後どかっと土砂崩れになるわけですが、最初の土がぼろぼろと崩れかけているのが受信料制度の今の状況ではないかと私は思うわけです。時間がたてば立つほど、水が溜まって、崩れる圧力が高まってくる、世の中に受信料支払の実体が知られ、不公平感が広がりつつあるわけです。これをせき止めて押し戻そうというのが今のNHKの考え方に見えるのですけれども、感じからして、今の放送法の制度下で土砂を押し返すことは、もう難しい段階に来ているのではないかと正直そういう気がしております。

したがって、政府としてこの状態を放っておくのはまずいと私は考えています。一つの方法としてスクランブル化があります。

法律を守らせるエンフォースメントの程度は国によって色々違うわけですが、日本は全体としては良いところですが、しかし公共放送の料金についてのエンフォースメントは、不十分な状態が数十年続いてしまっている。このままでは持たないので、真剣になって方策を考えるべき時に来ていると思うわけです。

ご説明によりますと、総務省はNHKの真摯な対応をウォッチしていると言うお考えだと思うのですが、NHKから話を聞きますと、我々は放送法の枠に縛られており、強制力を持たない形で受信料徴収の義務を持たされている、最大限頑張っているけれども、世の中にはずるい人もあり、強面の人もあり、良心的な人もあり、お金持ちもあり、貧乏人もあり、一概にはいかないということです。

流れとしては、土砂崩れがゆっくりと起きつつあると思うのですが、やはりここは制度の見直しを含めて、長期的な観点から、受信料制度を再検討する時期に到っていると思います。

その前提として、公共放送の必要性が問題になります。意見は色々あり得るわけですが、この種のものがある程度必要だということは、異論はありませんが、この制度を持たせるための基本的な検討を始めるべき時期に来ている。そのためにはいくつかの選択肢を挙げて、具体的に考えることが必要ではないですか。例えば、スクランブル化であれば、公共放送の趣旨に反しますという形で頭から否定されるのではなくて、仮にスクランブル化をしたら、一体どのくらいの人がどの程度NHKを見るだろうかということ調査する

など、具体的な検討を始めるべきではないですか。仮にスクランブル化では収入が不足するという結論が出たとしたら、今のままではNHKの体制はとても持たないという結論が出るのかも知れませんが、出ないのかも知れません。正直やってみないと分からない。そうであったとしても調査をすとか実験をすとかですね、そういうことを試みるべき時期が来たのではないかと考えます。このままNHKの努力を待つというだけで時間を過せば、そんなに急には増えないかも知れないけれども、土砂に水が溜まっていつ崩れてもおかしくない状態がずっと続くわけで、私は望ましくないと考えています。

具体的な質問ですけれども、31ページの諸外国の受信料制度の箇所、日本は公共放送での受信料のウェイトが大きいとおっしゃっていました。日本はNHKが96.1%に達しているというのは特殊な状態だと思います。これについて未契約、実質上、義務があるのに払っていない人の割合ですね、イギリスはBBCが九十何%取っておると、3%ないし5%漏れているけれども、九十何%でいっているという話を聞いたのですが、他の国はその点どうなのでしょう。イギリスの九十何%というのもちらっと聞いただけの話ですが、この点でも日本が特殊な位置にあるのではないかという気がいたします。

(南課長)

ファクトだけを申し上げますと、31ページにあります諸外国の受信料制度中で、イギリスは、我々が承知している限りにおいて、徴収率は94%。日本は今ご案内のとおり70%。未契約もいれば、契約しては払ってない人を全部トータルして3割。免除は入れておりません。本来受信機を設置して払わなければいけないトータルの母数に対する現に支払って頂いている方です。ドイツが91%。韓国も96%。それに対しまして、イタリアは日本と同じようにどうも罰則がないようだと、これはまだ調査中でございますのではっきり分かりませんが、77%と低いということです。フランスは、済みません、我々も承知しておりませんが、税金と一括徴収するようになりましたので、今年から税に格上げしておりますので、多分取れ漏りというのはほとんどないのではないかなと。正確な数値は承知しておりません。

(鬼木専門委員)

日本の数字の経年変化と言うのでしょうか。支払率が減ったのではないかと思うのですが。

(南課長)

受信料のあの不祥事、例のプロデューサーの事件があってから、急激に落ち込みつつあるのは事実なのですが、ただ、長期的に滞納している件数をこの10年間ぐらい我々も調べてみたことがあるのですが、いわゆる長期滞納者の数は、確かに16年度急激に増えて今139万件ぐらいあるのですが、実際平成7年には99万件も滞納していて、少しずつですが滞納者が増えていたところ、この不祥事を機にまた更に増えているということで、契約率も16年度になって急速にへこんではおりますけれども、必ずしも昔から九十何%もあったわけではないと思います。

(鬼木専門委員)

しかし、1950、60年代までいけば、九十何%あったのではないのでしょうかね。

(南課長)

ラジオが最初できた頃、国が受信者にライセンスを出していた時代もありますからね。

(鬼木専門委員)

50年代テレビが入って、最初のうちは多分やっぱり九十何%あったでしょう。

(放送政策課長)

高額所得者しか受信機持てなかった時代は、多分相当高かったのかなと思いますけれども、経年的な数値は把握しておりません。

(鈴木主査)

96年の答申には、その数値が書いてあるが、その時でも20%はあって、はっきり書いてありますよ。

(南課長)

昔から九十なんぼということは、この少なくとも10年間においてはいいです。

(鈴木主査)

強制力が云々と言うけれども、罰金はないだろうけれども、しかし一応放送法では、受信料制度の中で契約をしなければならなくなっているでしょう。ということは、契約してくださいという責務はあるわけですよ。イヤだとおっしゃるのだったら、民事的手段がありますよという仕組み。その仕組みの中で、早くからそれをやっておれば良かったのに、何故数十年間にわたって、二十数%の根雪があるのに、それを放置してきたのか。これはどういうわけですか。根雪があり、それに不祥事が重なるから、どっと崖が崩れるのです。

(南課長)

確かに。何故放ったらかきにしてきたのかというご指摘は、我々もそういう問題意識は同じように持っているのですけれども。

(鈴木主査)

何か議論はなかったのですか。どうして裁判を起こさないのだと。法律上の義務があるのだったら、裁判を起こして契約をしてくださいと求める。契約をしてかつ受信料を払いなさいという裁判を起こすのが普通ですよ。

(南課長)

検討したのかどうか分かりませんが、ただ、当時としては、この10年、20年の間につきましては、受信料をしかるべきタイミングで何度か改定を認めて頂いているものでございますし、衛星放送が始まった時点では、衛星の付加受信料という仕組みも設けて頂いて、そういった制度的な担保ができたので、結局、受信契約者総数自体は、常に伸び続けてきたというのが実態なのだと思うのです。少なくとも、新しい受信料の体系の中で、体系は色々見直してきておりましたが、制度を変えていませんが、その中で、着実に受信料は営業努力によって、視聴者一人一人のご理解を頂くプロセスの中で、トータルと言うと、着実に伸び続けてきたという事柄の中で、殊更に法的手段に訴える云々ということこ

ろの検討は少しトーンダウンしたのかも知れないなというふうな感じでしょうか。

(鈴木主査)

受信機を持ったから必ず払ってくださいというのに対し、NHK自身がある後ろめたさというか、そのようなことをしては申し訳ない、それは少し酷すぎるわと思ったのではないですか。健全な普通の国民の良識では。私もそう思うのだから。

(南課長)

NHK自身がアンケート調査をしますと、NHKは国営放送だと思っている人が3割ぐらいいらっしゃるのが実態でございますので。

(鈴木主査)

逆にアンケートを採って見たことはあるのですか。もしスクランブルをかけたら、あなたは契約をしますか、それともしませんか。そういうアンケートを採ったことはあるのですか。

(南課長)

公式に彼らが取ったという話は我々もデータとして承知しておりませんが、NHK内部で、内々検討したことはかつてあるやには聞いたことがあります。

(鈴木主査)

やってみるべきではないですか。アンケートのとおり結果が出るかどうかは別なのかもしれませんが、そんなことを言っていたら調査なんてできないのだから、アンケートしてみて、これは、ある意味では、NHKがどういう評価を受けているのかという調査でもある。

(南課長)

BBCのように依然として視聴率の数字が非常に高いタイミングでやったような、まあBBC自体がそういう調査を政府がやっているようですけれども、今このタイミングでやると、相当NHKに対して厳しい結果になるのでは。

(鈴木主査)

NHKが今やむを得ずやろうとしている未払い対策、悪質な人から、簡裁での支払い命令手続に入るなんてことは、口では言っているけど、やるのですか。それをやったら、ビックリして払うことを期待しているのだろうけど、ビックリもせず何を生意気なという話になる危険性もあるでしょう。

(南課長)

生意気とおっしゃる方もいらっしゃれば、俺は真面目に払っているのに隣が理由もなく払わないのはケシカランというご意見も非常に強い訳でございますので、不公平をいつまでNHKは放ったらかしにしておくのだというご意見も非常に強く出ておりますので、いわゆる便乗不払いみたいな形ですが、NHK自身もこれ以上放置しておく訳にはいかないだろうということで、そこは当然納得づくの上で、いきなり支払い督促だとか、訴訟とかいうことではなくて、一つ一つ根気よく制度の仕組みを理解して頂ける中で、手荒な結果にならないように、支払いをとにかく再開して頂ければ結構でございますので、そういう努

力は彼らとしては続けていきたいと。もちろん、全てが全て支払い督促にならない形でうまくソフトランディングできることがベストであります。

(鈴木主査)

NHKにもお伺いしたのだけれども、昔からあのような法体系の下で裁判を起こしても憲法上の問題があって、違憲判決が出る可能性があるということが指摘されていました。ないわけでは決してないわけです、論理的に言ったら。憲法が関わってくるとなると、NHKの経営体質そのものが、本当は良くなるのですが。契約受信料に移行すると、私に言わせると支払い率が高くなってくると思うのですが。憲法問題を怖がっておられるのか、憲法上の問題があって総崩れになるという心配があるのか。

(南課長)

当然、一定の訴訟を仮に提起していくというような場合には、NHK自身も担当の弁護士さんと色々ご相談頂いているようでございますけれども、しっかりとした理論武装も当然しなければいけないというふうに思っておりますが、我々もかねてよく国会等で聞かれるのですけれども、契約をいわば強制するという仕組みを取らせて頂いておりますのは、公共放送という日本になくてはならない仕組みを、いわば維持するために仕方無い規制でございまして、憲法上の契約の自由あるいは財産権の問題に関しましても、一定の公共的福祉からくる制約はやむを得ないのだというのが、学説でも一般的な考え方でございますので、私どももそういう立場を取らせて頂いているところでございます。

(鈴木主査)

その議論というのは、だんだん最近では破られつつありますね。公共的な云々というのは振りかざしてもダメだというのは、色々な判例が破っていきますね。

(南課長)

そこはご議論あるところだとは思いますが。

(鈴木主査)

この問題は、一番ポイントになるのはそこだというふうにご理解して頂いて、今後も議論していきたいと思っております。私はそういうふうにはNHKの自己責任に基づく自主努力によって、NHKのものの考え方が変わってくるということが一番期待したいのです。お金は天から降ってくるのではないのだと。お金は自分が汗をかいて、国民から受け入れられるものを作ることによって得られるものだ。悪い方に問題を考えてすぐにNHKが低俗な番組に走って人気取りに走るというふうには考えずに、まだまだNHKに与えられている公共放送としての役割はあるし、NHKに与えられているチャンネル数にしても多いわけです。他国に比べたら少ないとおっしゃるけれども、結構多いわけです。そういうNHKの優位さというのは変わらない。変わらないから、直ちに質の悪い放送に走るというところまで心配していたら、手の着けようがないのではないかという感じです。インターネット事業も99年の時にも出てきたのですよね。また、NHKが東経110度の通信衛星を利用して一般の番組をやるというのも出てきました。結局やめられましたが。この時もイ

インターネットをやりたいというお話に対して、私どもは反対する理由はない、ただ、公共放送をやっておられるNHKが、NHKという形のままおやりになるというのは如何なものか、もし民間と競合する形でやるのだったら、NHK自身が民営化するか、その部分を外に出してやるのかという節度があるべきではないかというような議論をした経緯があります。そうしたら引っ込められてしまいました。東経110度の問題も降りると言われた。NHKが精神的にも規律をしめる意味で契約受信料に移るといったらインターネットだとか他の行動に対しての自由さをもう少し与えても良いのではないかと思います。しかしどうしても現在の受信料方式に拘るのなら、民間とはまるで競争条件が違いますから、番組の内容については節度を持って貰いたいということです。番組についてはある制約、例えば大型番組というのは、それは娯楽なのか、あるいは一つの教養なのか、難しい議論だけれど、民放でもやれるようなものはやめてくださいということは言わざるを得ないと思いますね。そこら辺が今の制度で行く場合のどうしても避けて通れ得ない問題だと思うのです。

(南課長)

先生のおっしゃっている番組の内容で、NHKにこれやって良い、あれは悪いというのは正直言ってなかなか難しいのかなと。例えば、娯楽にしてもコメディにしても、最近NHKそういうのが増えているというご指摘があるのですけれども、民放と違う切り口で実験的に新しい国民視聴者の意識を喚起するようなコメディにしても娯楽にしてもチャレンジすること自体はあり得る話かなと。

(鈴木主査)

でもマラソンは民放の解説とNHKの解説では変わっているのか。

(南課長)

個別論議で色々御批判があるのは我々も承知しております。我々自身もこれはこんなものなのかというふうに思うことも多々ありますけれども、一般論として言いますと、番組カテゴリーなり、ジャンルでこれやっちゃいけないと線引きすることはなかなか難しいのかなと。ただ、おっしゃったようにインターネットの自由をもっと与えて良いのではないかというのは、我々も問題意識は持っております、ただ放送事業そのものでは無い話でもあって、実際によくご質問を受けますのは、例えばNHKにアーカイブスという立派な番組のライブラリーがございますけれども、昔のニュース番組が全部詰まっておりますけれども、それなりに著作権処理もできたものも最近増えてきておりますので、インターネットに流せなくはないのですけれども、今は何やっているかと言いますと、NHKの川口のアーカイブスのところに実際に見に行くと、あそこはただで見られますけれども、それ以外にはNHKの支局に行かないと見られない。これだけインターネットが発達しているのだから何とかならないのかという話をよく伺うのですけれども、実際にやろうとすると、特別なサーバを作ったりする対応業務だとか一定のコストがかかってしまうのだろうと。イギリスの場合も、BBCがそういうことをやり始めているところですので、無

料のものもあれば、やはり有料で対価を頂いて視聴者の方に提供することも始めているやに伺っております、そういったことをやり始めるのが良いことなのかどうかということもありますけれども、視聴者のニーズがあって、今の10億円というガイドラインの上限をはみ出してしまいそうなものがあるのであれば、個別に見直していくということは将来的にはあり得るのだろうと思います。ニーズをよく踏まえてですね。

(鈴木主査)

こういうような問題が出てきてですね、この機会に申し上げるが、現代の課題というのは、与えるつまり供給者の論理でなくて、受け取るつまり視聴者の論理で行きましょうというのが、我々のスタンスの基本的にあるし、国のスタンスもそれであるべきだし、またあると思うのです。やはり公共放送だから、NHKだからとかで片づけずに、では公共放送とは何だということについて、きちんと議論をして、ここまでは公共放送だがこれは公共放送でないと線引きをする。今までは線は引けませんと言うことで済んだかも知れませんが、一つの転機を迎えているわけだから、受信料制度を続けるという以上は、公共放送とは何であるのかははっきりしないといけない。受信機を持ったら必ず払えと言われて、強制手段にも訴えてこられたって、視聴者は納得しないと思うのです。

(鬼木専門委員)

その点、補足意見ですが、番組についての線引きは確かに難しいと思うのですよ。NHKの全部の番組を、こちらの箱は公共放送で、こちらは公共放送でないと明確に切り分けることは、分け方をどこに置いても異論が出るでしょうし、不可能な話だと思うのです。ただ、例えば、公共放送度の程度ですね。そういうインデックスを作ることは可能ではないでしょうか。たとえば地震の時の緊急放送、しかも災害地域向けの放送は100点、これは公共度の高いもので、どんな受信料徴収の制度になっても、受信料払わないで牢屋に入っている人が仮にいたとしても、その人でも見る権利がある、そういう意味での100点がありますね。それから10点というものもあるかも知れません。さきほどこんなものNHKの番組としてどうかとおっしゃったものが10点とします。これが低い方の極端です。その中間に、公共性の程度が異なる番組が色々あると思います。公共放送の番組は多種多様だから、公共性の程度というのを考えてみようということです。そしてたとえば、70点以上付いたものが公共放送であるという人もいるかも知れませんが、30点までが公共放送とおっしゃるかも知れませんが、そこは多種多様だと思いますけれども。また大多数の人が見て、文化的、教養的な番組はたとえば80点ぐらいじゃないか。いや60ぐらいじゃないかということがあると思います。具体的な番組について公共性の評価をして、国民の共通認識・平均認識を集めて、番組面から公共放送というものをどう考えるかということの1つの材料にしてみるのです。つまり具体的な形で公共放送の性格を考えていく必要があると思うのです。受信料不払の問題がありますから、好むと好まざるとに関わらず、今後公共放送の意義という問題は国民的な議論になって、議論が広がっていくと予想します。その時の材料を与えるためにも宜しいのではないかと思います。公共放送と

という言葉に現在とはとらわれているのだと思うのです。公共放送という言葉だけで議論すると、公共放送であるか無いかという発想になってしまうので、少なくとも番組の面で程度の違いを明らかにした方が良く思うのです。

(鈴木主査)

公共放送というものがやらなければならない基準というものはあるのですか。こういうものはやりなさいと。

(南課長)

NHKの公共的役割で私ども常に申し上げていることが4点ありまして、放送法に書かれておることなのですが、まずあまねく全国に放送しないとイケないと。それは地理的なあまねくだけではなくて、お金を持っている人持っていない人を含めて。それから、良質で豊かな放送番組を提供しなければいけない、質的な問題の確保。3つ目が放送技術の開発。ハイビジョン放送だとか技術開発やっていますけれども、その辺の技術の開発をしっかりやらなければいけないと。

4つ目がいわゆる国際放送。いわゆる日本のプレゼンスを、対外的にしっかり文化をお伝えしていくのだという役割を担うと。

(鈴木主査)

緊急時だとかいうのはないのですか。

(南課長)

災害放送の義務づけはNHKも民放も問わずかけております。NHKだからということではなくて、NHKも民放も等しく災害時の放送の確保と言われることについての努力義務は課しております。ただ、結果として言うと、災害報道に強いNHKという国民全体の意識としてNHKのいざというときには対応力のあるというイメージが強いと。災害放送センターという仕組みをNHKが持っております。常時災害があった場合に、どうやって視聴者の方に早く正確に情報を伝えるかと、気象庁とのパイプ、あるいは自治体とのパイプを常時持っております。

(鈴木主査)

衛星放送はやりますよ、地上放送は勘弁してくださいよというふうに問題を考えるのか、とりあえず衛星放送はやってみましょう、その結果を見ながら、地上放送にも契約受信両方式を持ってきましょうと。基本的には契約受信料方式に移るためのトライアルみたいな意味合いもあります。どう理解するかによってだいぶ話が違ってきますね。

(南課長)

我々も、10年後、20年後の財源として、どんなものがあり得るのかということについては不断に議論していく必要があると思いますし、イギリスも諸外国も皆同じだと思っております。ただ、我々は、とにかく2011年の地上デジタル放送の完成は、何が何でも成し遂げていただかないといけない。これは民放もNHKも共通の話でございますので、2011年までは、すぐに受信料制度をそう簡単に見直すことができないとしても、そこ

までは歯を食いしばって頑張ってもらって、地上デジタル放送の設備投資に支障が出ることがないようにしていただかないといけない。ただ、2011年以降に本当にオールデジタル化が全部終わって、国民視聴者の意識も、特に今若い人達の意識っていうのが対価意識でやるのが当たり前だという人達がメインの世代になってきたときに、どうなるかというのは、いろんな選択肢があっているんなら検討していかないといけないと個人的には思っておりますけれども、その頃になったら本当にどうするのかという議論は本格的に進めなければいけない時代がくるかも知れないというふうに思っております。その頃になりますと、いろんなもっと違う意味での環境変化も着実に起きてくるでしょう。

(鈴木主査)

NHKの問題については、それぐらいのところ。いずれにせよ、BSスクランブルについては約束どおりやって頂くということ。それから地上波については、もう少し答申時までに相談しあうと、こういうことにしましょう。次に、地上波放送における競争の促進で、今民放は5社ですか。5社に対して免許が与えられておいて、周波数の関係から、地域によるでしょうけれども、特に東京ではこれ以上周波数は与えられないということですか。

(安藤課長)

そうですね。ご存じのとおり2年前から地上デジタル放送が始まっていて、アナログ放送と両方、サイマルで流しているものですから、かつてのアナログ放送だけの時よりもなお放送用の周波数を取っている状況にありますので、とてもじゃないのですが、新しくアナログ一波デジタル一波なんていうのは、あるいはデジタル一波なんていうのは、周波数手当は全国的に困難です。

(鈴木主査)

5年ごとの免許期間というものを設けて、各免許期限が来た時には厳格な審査をし、その基準もしっかりしておりますと。審査結果は報道機関に公表してやっておりますと言われる。そこで、5年後の時に、ある人が、限られた放送枠の中で一波をやらせていただきたい、自分はこういうものであって、これだけの能力を持っておるものと、新たなアプリカントが出てきた場合にどう対処されるのですか。

(安藤課長)

その場合、新規の事業者であるとしたら、放送局の新設という形で処理をさせて頂くと。既存の事業者と競願、新しい周波数の手当が仮にないとしたら、2011年までありませんけれども、競願という形で比較審査という形になります。

(鈴木主査)

その場合どうするのですか。競願の場合には。

(安藤課長)

どちらが優先されるべきなのかについて、基準に照らして審査をする。その審査の結果につきましては発表していくと。

(鈴木主査)

その基準は現在のところありますか。

(安藤課長)

先ほどご紹介を申し上げた36ページに、審査の基準と致しまして、電波法、放送局開設の根本的基準、電波関係審査基準だとか、免許方針、全て方表されております。それに則って審査をします。

(鈴木主査)

これは競願になるではないですか。言ってみたら、競争入札的なものに、結局はならざるを得ないでしょう。

(安藤課長)

競願で処理させていただきます。

(鈴木主査)

競願処理だから、それぞれがどういう設備や能力を持っているかということを出して、どちらの方が優れているかということの評価して、新規の方が優れておいたら、既存の人達に、あなたはもう期限が来たのだからどいてください、こちら側に変えますよということをするのですな。

(安藤課長)

そういうことになります。

(鈴木主査)

あるのか、無いのかは別ですけども、それがなかったら、永久に権利を認めることになるから、おかしな話ですよ。

(安藤課長)

もちろんそのとおりです。結果についても、また経過についても公表させていただいております。それで、公平性といったものは担保できるのではないかと。

(鈴木主査)

そういうご返事ならば、「但し、ご指摘の入札方式に関しては」云々「更に慎重な検討」というのは、ちょっと書き方が、質問を誤解していませんか。

(南課長)

お金のオークションは考えていないということ。競願審査はやりますけれども、お金のどかい方が有利に認めるというような方式には、致しませんということです。

(安藤課長)

私どもが、もしかしたら問の趣旨を誤解したのかも知れません。

(鈴木主査)

入札で処理してお金でという話になりますと、そのお金をどうするかという問題もですな。

(南課長)

イギリスみたいに、放送事業者側の方にオークションをかけて、それによって免許を与え

るか与えないかを決めますという仕組みには致しません。ただ、今でも競願で出てくれば。

(鈴木主査)

周波数のオークションも、一部は取り入れていくべきというふうには思いますけどね。これは今日の問題では無いからやめておきますけれども。

(鬼木主査)

2011年になってアナログ停波が実現したとして、放送用周波数は、一番混んでいる東京で何チャンネルぐらい新たに利用可能になるのでしょうか。

(安藤課長)

今、VHFの帯域、1～12。

(鬼木専門委員)

VHFは入れないで。新しい可能性として。

(稲田課長)

パブリックコメント等の手続をかけた上で、放送用の周波数について、空いたところをどう使うかということについては、既に一部は決めております。例えば、UHFの帯域について、60MHz **ぐらい**空くのですけれども、チャンネル数でいうと、10チャンネルぐらい空く予定なのですけれども、これについては、携帯電話の周波数不足というのが非常に危機的な状況になっておりますので。

(鬼木専門委員)

その上の方は。

(南課長)

要するに、1～62が全チャンネル、今テレビ局使っているチャンネルにすると、1～12と、例えば55～62、UHFの高いチャンネルと、VHFの全てが空きますよと。大ざっぱに言うとそういうことになります。

(鬼木専門委員)

中間のUHFでどれぐらい余分に使えるようになるのでしょうか。

(南課長)

放送用で引き続き使っていきます。

(鬼木専門委員)

それが放送用に何チャンネルぐらい2011年に使えるようになるのでしょうか。

(南課長)

空いた形でそうだと。2011年にアナログを停波した段階でVHFは返上し、UHFの高い方も返上します。

(鬼木専門委員)

UHFの下の方は残りますよね。

(南課長)

そこは全部デジタルで引き続き使います。

( 鬼木専門委員 )

そこに新しい放送局が入る余地はもうないのでしょくか。技術的にも。

( 南課長 )

今でも難しゅうございまして。

( 鬼木専門委員 )

今はサイマル放送で結構使っているわけですね。そこが2011年に一斉に整理されるわけですね。

( 南課長 )

アナログのチャンネルプラン自体でも難しかったのですから。

( 鬼木専門委員 )

でもデジタルの方が広い地域で使えるわけですから。

( 鈴木主査 )

そこは、もう一つの課題である放送と通信の融合の問題でもあり、もうやはり止まっているものと止まっているもの間では周波数は使わない。動いているもの同士、あるいは動いているものと止まっているもの間で周波数を使うということが周波数の本来の役割だと思います。これから光ファイバでIP化できてくれば、そちら側の方に移行して頂くのは当たり前の話だから、止まっているもの同士に周波数を割り振るのではないと、違った発想をしてください。

( 鬼木専門委員 )

私もその意見を持っているのですが、現状として一体どういう実態かが分からないので、質問をしているわけです。関東地方において、アナログが全部整理されたとして、VHFは除き、UHFの上の方を除いて、放送ができる余分のチャンネルはどのぐらいなのか。ゼロというお答えですか。

( 南課長 )

今のところ、デジタル・テレビジョン放送として、UHF1~五十何チャンネル、それは我々決める世界で、その間はテレビジョン放送として引き続き使っていく。

( 鬼木専門委員 )

その中間にもサイマル用のアナログが。

( 南課長 )

それは無いという前提です。サイマルが全て終わったという前提です。

( 安藤課長 )

2011年にはアナログ放送はやっておりませんので。

( 南課長 )

完全停波しますし。今までどおり、親局と中継局との間のチャンネル全部ひっくるめて、その間のチャンネルを使い続けますということでございます。

( 鬼木専門委員 )

私は余分のチャンネルが出るという印象を持っているのですが、余分は出ないということですか。

(南課長)

それはないですねえ。

(安藤課長)

VHFの帯域では全部放送がいなくなる。今テレビジョン放送やっていますが。

(南課長)

今でもそれをやりくりするのが大変でございまして、日本の場合99%のエリアを地上波でカバーしてございますので、それはデジタルになっても同じ地上波によってカバーするという前提で置局計画、チャンネルプランをやっておりますので、その範囲内でぎりぎり収まるような中継局のチャンネルプラン、それでも混信が起こるかも知れないというところの作業をやって頂いております。

(鬼木専門委員)

中継局の使う周波数帯は減るのではないですか。

(南課長)

いやいや減らないですね。むしろ地形的に言うと、新たに置局しないといけないような中継局も出てまいりますので、節約できる面もございませぬけれども、新たな面もあつて。

(鬼木専門委員)

それでは、そういう意味では電波の節約というデジタル化のメリットは無いということになりますか。

(南課長)

無いとは言いませんけれども、新しいサービス、今までにない新しいサービスがデジタルになったらできますので、単に基幹サービスだけではありませんので。

(鈴木主査)

その次の電波利用料ですけれども、これまで電波利用料は携帯電話が1局700円、しかも何千万人から。テレビが確か1局2万数千円、相手は何百万、何千百万。なるほどテレビの受信者は発信しないから局ではないけれども、テレビの方が1局あたりの空中支配力は、個人の携帯電話1局より遙かに大きいから、空中支配力によって、あるいは、それに基づく経済的利益によって周波数の利用料を決めるという制度にしたはずでしたね。ここに書いてあるのだけれども、今までは一つの局で二万何千円だったけれども、確か数十億の単位にまで上がったというふうに聞いたのだけれども、これを見ると上がってない。

(稲田課長)

これは電波利用料と致しまして、ここには書いていないのですけれども、現在の電波利用料ですけれども、アナアナ変換に着目してですね、テレビジョン放送の追加的な利用料額というものを設定しております。2003年~2010年までの追加的な電波利用料ということで、例えば大規模局について、これは東京のキー局なんかを対象となるのですけれ

ども、年間3.1億円というふうな追加的な電波利用料を規定しているところでございます。

(鈴木主査)

アナアナ変換のためのお金があるから、それは放送局に持てということで貰ったが、テナラリーな措置と聞いておりますけれども、その金額というのは恒久的な金額にするというふうに聞いておるのですけれども、どこにそれが現れているのですか。35億から43億に、わずか8億増えるだけだというのは。

(稲田課長)

基本的には、これにつきましては、パブリックコメントでも、放送については、デジタル化を行っていて、そのための投資が非常に大変な時期だと、そういったことに対しまして、政策的に配慮して欲しいというふうなことがございましたので、そういった意味では、基本的にそういったデジタル化で投資がたくさんいるということ、それとあとアナアナ変換の対象期間中ですけれども、追加的な電波利用料額を払っている、こういったことを勘案して、政策的に減免、まあ減免ではないのですけれども、政策的に安くしているというのが今の実態でございます。

(鈴木主査)

今まではね。それを空中支配力だとか、それによった経済的価値というものを反映した周波数の利用代金にかえるというのが基本でしょう。1局二万何千円は、確か何億かに変わったと聞いたのだけれども、その割には35億から43億にしか上がらないというのは、どういうことなのでしょう。

(稲田課長)

おっしゃっている意味が分からないのですけれども、現時点での電波利用料の料額として、当然のことながら、電波の逼迫の程度ですとか、量的な要素、こういったものを勘案して取るという基本原則は決めたところでございます。それで放送につきましては、そういった原則については、固定局ですとか、移動局には適用するのですけれども、放送局につきましては、さきほど申し上げたとおり、アナアナ変換に一時的ではありますけれども、例えばキー局ですと3.1億円払っているといった状況、それとデジタル化の投資も非常にお金がいるといったことを勘案しまして、政策的に少し措置を執るということ、こういったことをパブリックコメント等の中でも勘案するということを申し上げて、それでパブリックコメントをして、皆さん方からも色々なご意見を頂いて、最終的に放送のデジタル化の関係につきましては、放送局については、旧料額が23,800円のを、アナログについては25,700円、それからデジタルについては7,400円という形にするといった政策的な配慮をしてこの金額を決めたものでございます。

(鬼木専門委員)

そうしますと、2011年になると、デジタル化投資が終わればですね、当然上がるべきものと考えてよいのでしょうか。

( 稲田課長 )

2011年になりますと、当然のことながら、一時的な、いわゆるキー局で3.1億円もなくなりますし、デジタル化投資というのも当然行き着くというふうに考えておりますので、そういったところにつきましては、当然のことながら電波利用料、3年に1回見直しを行っておりますので、そういった事情を勘案して、基本的には他の無線局と同じような考え方を、どう適用するか、そういったところをまた調整してまいりたいと思っております。

( 鈴木主査 )

私の方も答申の内容を調べて、もう1回あとでお伺いしたいと思います。空中を多く支配しているのだから、その人たちからきちっとお金を貰うというのが基本だと思うのですが、それでも。それから放送区域の問題は、どういうふうに考えたらいいのでしょうかね。放送区域について何かあったのですか。あのときには、地方の各県にそれぞれに放送局が一つずつあってですね、県をまたぐと、チャンネルを変えないといけない、非常に不便だと。仕事は何もやっていない、地方の放送局は。全部が全部ではありませんよ。ただ社長や会長がおって、地元の有名人と天下りの人だとか。その人たちは何もやっていません。地域密着型の放送もしていませんということで非効率と言わんがばかりの話をベースとして、それで広域化しようという話が出てきたのですよ。広域化のニーズは無いのですか、今は。

( 安藤課長 )

新しくA県からB県に進出して、放送エリア全体を、より規模の大きい形で展開したいというようなことで、私どもは、この数年間事業者の要望なりを聞いたということは、正直なところないです。新しい周波数の手当を必要とするというようなことで、デジタル化の話になりますと、とても新しい周波数の手当もできなくなったということで立ち消えになったのだと認識しておりますけれども、それに変わるものとして、マスメディア集中排除原則の緩和という形になりますと、A県とB県の放送事業者が、簡単に言うと合併するなりということが可能となります。主査のおっしゃられたようなことでは、合併したときにどう放送局の中継局ネットワークを作るかというようなことで、効率化もできませんでしょうし、あるいはその時にそれぞれ二つの県をまたぐので、どういうローカル番組を流すのかということで、完全に同じで良いのか、それともそれぞれ少しずつエリアで変えた方が良いのかということもあり得るとは思いますけれども、基本的には規模が大きくなりかつ効率的な放送ができるという道は私ども開いております。

( 鈴木主査 )

7地域の地域とは何ですか。

( 安藤課長 )

都道府県でございます。問題意識的には、これで対応できるのかなと思っております。

( 鈴木主査 )

何故心変わりをされてしまったのか。広域化をしようと思っていたところ、地方のさる名

士から猛烈な反対を受けて、やはり県に一ついると、職業を奪うのかと言われたのか。

(南課長)

そういうのではないです。平成8年といのは、まさにデジタル化が始まる前の話ですね。先ほど申し上げましたけれども、アナログの時代の地域の経済実態に合わせて、広域的な運営が必要なところは、それなりに放送対象地域を広域に設定を、関東もそうですし、中京もそうですし、大阪ももちろんそうですけれども、それ以外にローカル局の方でも、岡山と香川とか、島根、鳥取みたいな、これは一体で放送して頂くことが良いし、地元もそれを望んでいるという場合には、当然対象地域の考え方を見直してきておりますので、それ以上のニーズが今のところ無いのですけれども、多分デジタル化ということを機に、そういうニーズがあるのであれば、掘り起こそうかというお話がもしかするとあったかなあと。

(鈴木主査)

デジタルではないときでしたよ。

(南課長)

アナログ時代ですから、時代は急にまたデジタルをやるということになりますので、そうするとアナログの経営をそのままデジタルに引越をして貰わないといけない、強制移行という話になりますので、そうするとまずはデジタル化に転換していくことに全精力を注がないといけないという時代に、アナログの広域経営なんということは、とたんに関心事項ではなくなってきてしまっていたのかも知れない。

(鈴木主査)

先生は幕藩体制だということで大分言っておられましたけれども。

(鬼木先生)

私は少し違うのですけれども。電波の場合は仕方がないですね。地域を分けないと妨害が発生しますから。しかし電波以外のメディアについては地域を問わず発信の自由を認めても良いのではないかということです。ケーブルによる再送信だとか、IPとか。今はケーブルまで電波の規律に服するという形で措置されているのを幕藩体制と似ているというふうに申し上げたのです。広告について、自分の地域の収入を県外の事業者がもっていくのはケシカランというのがまかり通るわけですね。

(安藤課長)

それについては、前回お答えいたしましたけれども、規制という形で閉じこめている、無線で閉じこめているものを、有線でも閉じこめようという制度はないはずです。

(南課長)

ケーブルの問題は、区域外再送信で、民放とケーブルがしょっちゅうもめているのですけれども、これもいわゆる民民の話として、例えばテレビ大阪の番組というのはテレビ大阪だけですとなっているのですけれども、実際は少し電波が遠くまで届いているのをケーブルがそれを直接受信してケーブル世帯に流したいということ、現にやっちゃっていて、

テレビ大阪自身も広がることはまあいいかなということで、OKしている場合もありましてですね、それは民民の話としてお互い。

(鬼木専門委員)

前回の繰り返しになりますが、出す方は構わないとっているわけですね。入られる地域の放送局がイヤだといっている。それが放送法に書かれている「放送局の合意」という文言が恐らく拡大解釈されて、入られる地域の放送局の合意がとれないから入れませんという形で、せっかくの新しい試みがブロックされている例がどうもあるようだという印象を持っておりまして、それはまずいのではないかと申し上げています。

(安藤課長)

それは前回鬼木先生から伺いましてですね、私どものみたら、それが決して良いことだとは思いません。もちろん私ども法制度的にそんなことを運用している訳ではもちろんないです。民民の話だと思うのですが、決してそれが好ましいことだとは少しも思っておりません。

(鬼木専門委員)

もしそういうことがあれば、それは放送法の過剰適用になります。

(安藤課長)

放送法と関係があるとも思っておりません。完全に恐らく民民の話で、有線テレビジョン放送法の中の再送信同意の問題ですね。

(鬼木専門委員)

民民とは言っても、ケーブルを引いて放送したいというのを、地元の放送局が、入ってくる方が待てと言って、そのおかげで許可が取れないと言って、やはり官が絡まっているのではないですか。

(安藤課長)

官は絶対絡んでおりません。

(鬼木専門委員)

地方の出先機関が絡まっているのではないですか。

(南課長)

同じ系列の同じ番組が二つの県で流れているわけですよ。同じ番組が地上波で自然受信できるにもかかわらず、同じ番組をちょっと漏れるからといってケーブルで流すと、ケーブルを見て欲しくないという思惑でそういうことの調整が色々ある場合もある。

(鬼木専門委員)

出す方が引っ込めるのは、これは仕方ありません。

(南課長)

例えばですね、AとBという県に分けてそれぞれ免許を与えている意味は何かと言うと、いざという時に、例えば、災害の報道ですとかその県民に実際に伝えたいという要望があるからでありまして、Bという県の県民がAの放送を勝手に聞いておりますと、仮にケー

ブルで聞いておりますと、本当は同じ番組をこちらで見られるのに、そして地域にいざというときの災害放送を聞いて貰いたいと、それが聞けないというのは放送会社としては如何なものかというふうに思う場合もあるでしょう。経済原理だけで全てができるわけでは、

( 鬼木専門委員 )

Bの県の人はもちろん地元の番組を見る権利はあるわけで、洪水とか緊急放送の時に、見る選択肢はもちろんあるわけです。Bの県の人がAの県の番組を見てはいけないということは行き過ぎた規制なので、それを幕藩体制という言葉を使って私は述べたわけです。

( 安藤課長 )

視聴者の選択を狭めるようなことは全くやっておりません。

( 鬼木専門委員 )

結果的に電波しかない時代の制度がそのまま残って、ここの領域は俺たちのコンテンツしか見てはいけないということになっているように思います。

( 南課長 )

当然著作権の処理だとかも絡んでくるのと思います。

( 鬼木専門委員 )

現在は移動も激しくなっていますし、前回は申し上げたのですが、東京に単身赴任している鹿児島の人が、地元の放送が見たい人が、自分でお金を払って見るという場合があるかも知れません。それを止める必要は全くないと思います。

( 南課長 )

今は同じ内容の著作権処理で映された内容を再送信するかどうかというのは、放送事業者がその再送信に同意するかという放送事業者、発信側の方の同意にかからしめておりますので、その同意を与えるか与えないかは民民の間で決まってくるのが実態でございます。

( 鬼木専門委員 )

受信地域の方で、そこで発信している別の放送局が反対をするために入ってこられないと。

( 安藤課長 )

受信地域の放送局が反対しているという意向が発信地域の放送局に伝わって、発信地域の放送局が躊躇するので、同意しないというケースが民民の世界の中であり得るのかなと。

( 鬼木専門委員 )

発信の方は、是非隣の県でも放送したいと思っているわけです。

( 南課長 )

現に同意しているケースもちろんあります。一律に全部見せていないと言うわけでもないと思います。そこは放送事業者の同意の範囲によるものですので、見せている場合もあると思います。

( 鈴木主査 )

予定の時間も過ぎておりますので、事務局で何かお聞きしたいことがありませんか。良い

ですか。では、どうも今日のご苦労様でした。

(以上)